

○新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門五十嵐 RI 施設放射性同位元素管理委員会規程

(平成 29 年 10 月 11 日研機規程第 5 号)

改正 令和 3 年 7 月 30 日研機規程第 2 号 令和 5 年 3 月 28 日研機規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門五十嵐 RI 施設における放射線障害予防規程(平成 29 年研機規程第 4 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき、新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門五十嵐 RI 施設放射性同位元素管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、新潟大学研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門五十嵐 RI 施設(以下「五十嵐 RI 施設」という。)に設置する使用施設の次に掲げる事項を審議し、その結果を研究統括機構共用設備基盤センター長へ報告する。

- (1) 放射線障害の防止に関すること。
- (2) 放射線同位元素等及び RI 汚染物の安全管理に関する事項
- (3) 安全管理に関する諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (4) 放射線取扱主任者(以下「主任者」という。), 主任者の代理者(以下「代理者」という。)及び放射線安全管理者(以下「安全管理者」という。)の選考に関する事項
- (5) 放射線業務従事者の認定に関する事項
- (6) 教育及び訓練並びに健康管理に関する事項
- (7) その他安全管理に関し重要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門長
- (2) 研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門副部門長
- (3) 研究統括機構共用設備基盤センター放射性同位元素部門の専任教員
- (4) 五十嵐 RI 施設の主任者及び代理者
- (5) 理学部, 工学部, 農学部及び大学院自然科学研究科の取扱責任者
- (6) 安全管理者
- (7) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号に規定する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究企画推進部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月11日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則(令和3年7月30日研機規程第2号)

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日研機規程第4号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。